

千葉県報

号外
令和7年7月1日

主要目次

人事委員会規則	一
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	一
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	三
企業局管理規程	三
千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程	三
病院局管理規程	四
千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程	四

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年7月1日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第二十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十条の二 勤務時間条例第十五条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 勤務時間条例第十五条の二第三項の規定により読み替えられた同条第二項第一号に規定する人事委員会規則で定める時間は、同条第三項に規定する特別休暇及び部分休業の承認を受けて勤務しない時間とする。

3 勤務時間条例第十五条の二第三項の規定により読み替えられた同条第二項第二号イ及びロに規定する人事委員会規則で定める時間は、育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間とする。

4 勤務時間条例第十五条の二第八項に規定する人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第八項

の規定による変更をしなければ同項の職員の満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第十六条中「の規定による看護休暇」を「又は前条」に、「同条例」を「勤務時間条例」に改める。

第十九条中「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。

第二十五条第三項第二号中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

第二十六条第三項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業条例第二十六条第一項の規定による部分休業）を「通じて二時間（育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）又は次条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）」に改め、「当該部分休業」の下に「及び当該子育て部分休暇」を加える。

第二十六条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 子育て部分休暇の請求をしようとする臨時的任用職員は、任命権者が定める期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分を超えない範囲内

3 第二十三条に規定する特別休暇（第九条第十三号に掲げる事由がある場合における休暇に限る。）、第二十六条第一項に規定する看護時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けた臨時的任用職員が前項の規定による申出をする場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「二時間」とあるのは「二時間から任命権者が定める時間を減じた時間」と、同項第二号中「七十七時間三十分」とあるのは「七十七時間三十分から任命権者が定める時間を減じた時間」とする。

第二十六条の二中第四項を第十項とし、第三項の次に次の六項を加える。

4 第一号子育て部分休暇は、三十分を単位として与えるものとする。

5 第一号部分休業をしている臨時的任用職員に対する子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇が第一号子育て部分休暇である場合に限り行うものとする。

6 第二項第二号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）は、一時間を単位として与えるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数を与えるものとする。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残

時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 7 第二号部分休業をしている臨時的任用職員に対する子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇が第二号子育て部分休暇である場合に限り行うものとする。 8 第二項の規定による申出をした臨時的任用職員は、任命権者が定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 9 第二項の規定による申出をした臨時的任用職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。 第三十七条第三項第二号中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。 第三十八条第三項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に、「育児休業条例第二十六条第一項の規定による部分休業」を「第一号部分休業」に、「当該部分休業」を「当該第一号部分休業」に改める。 第四十条の五第一項中「第二十条の三第一項第三号」を「第二十条の四第一項第三号」に改め、同条第二項中「第二十条の三第二項第三号」を「第二十条の四第二項第三号」に改め、同条を第四十条の十二とする。 第四十条の四中「第二十条の二第二項」を「第二十条の三第二項」に、「第四十条の二第二項各号」を「第四十条の九第二項各号」に改め、同条第三号中「送信の」を「送信をする」に改め、同条を第四十条の十一とする。 第四十条の三中「第二十条の二第一項」を「第二十条の三第一項」に改め、同条を第四十条の十とする。 第四十条の二第一項中「第二十条の二第一項」を「第二十条の三第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の二第一項」を「第二十条の三第一項」に改め、同項第三号中「（昭和三十七年法律第五百十二号）」を削り、同条第三項中「第二十条の二第一項」を「第二十条の三第一項」に改め、同項第三号を次のように改める。 三 電子メール等の送信をする方法 第四十条の二を第四十条の九とし、第四十条の次に次の七条を加える。 （妊娠、出産等についての申出があつた場合において知らせる事項） 第四十条の二 勤務時間条例第二十条の二第一項第一号に規定する人事委員会規則で定める制度又は措置は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務 二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業 三 勤務時間条例第三条第三項の規定により第一条の四第二項第一号に規定する中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員として申告をした職員について勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ること。 四 勤務時間条例第八条の二第一項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤	
務をさせないこと。 五 勤務時間条例第八条の二第二項の規定により深夜勤務をさせないこと。 六 第四条第三項の規定により同項第一号に掲げる場合に該当する職員（第一条の四第二項第一号に掲げる場合に該当する者に限る。）について休憩時間を短縮すること。 七 第九条第十三号の規定による育児に係る休暇 八 第九条第十四号の規定による配偶者の出産に伴う休暇 九 第九条第十五号の規定による義務教育終了前の子等の看護等のための休暇 十 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が定める制度又は措置 2 勤務時間条例第二十条の二第一項第一号に規定する人事委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 前項各号に掲げる制度又は措置 二 勤務時間条例第二十条の二第一項第一号の出生時両立支援制度等の利用に係る申出の申出先 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項（妊娠、出産等についての申出をした職員の意向を確認するための措置） 第四十条の三 勤務時間条例第二十条の二第一項第二号に規定する人事委員会規則で定める措置は、次の各号に掲げる措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）とする。 一 面談 二 書面の交付 三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）（以下「電子メール等」という。）の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下同じ。） （職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項） 第四十条の四 勤務時間条例第二十条の二第一項第三号に規定する人事委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 始業又は終業の時刻 二 勤務の場所 三 業務量の調整 （三歳に満たない子を養育する職員に係る措置の方法等） 第四十条の五 勤務時間条例第二十条の二第二項の規定により、職員に対して同項各号に掲げる措置を講ずる場合は、次の各号に掲げる方法（第三号に掲げる方法にあつては、職員が希望する場合に限る。）のいずれかにより行わなければならない。	

令和7年7月1日 千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄	一 面談による方法 二 書面を交付する方法 三 電子メール等の送信をする方法 2 勤務時間条例第二十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める期間は、同項の対象職員の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から二歳十一箇月に達する日の翌日までの一年間とする。 （三歳に満たない子を養育する職員に対して知らせる事項） 第四十条の六 勤務時間条例第二十条の二第二項第一号に規定する人事委員会規則で定める制度又は措置は、第四十条の二第一項各号（同項第七号又は第八号を除く。）に掲げる制度又は措置とする。 2 勤務時間条例第二十条の二第二項第一号に規定する人事委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 前項に規定する制度又は措置 二 勤務時間条例第二十条の二第二項第一号の育児期両立支援制度等の利用に係る申出の申出先 （三歳に満たない子を養育する職員の意向を確認するための措置） 第四十条の七 勤務時間条例第二十条の二第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める措置は、次の各号に掲げる措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）とする。 一 面談 二 書面の交付 三 電子メール等の送信 （職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項） 第四十条の八 勤務時間条例第二十条の二第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 始業又は終業の時刻 二 勤務の場所 三 業務量の調整 第四十二条中「市町村教育委員会」と「の下に」、「第二十六条の二第二項中「任命権者に」とあるのは「市町村教育委員会に」と」を加える。 附 則 この規則は、令和七年十月一日から施行する。 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
	千葉県人事委員会規則第二十六号 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 職員の育児休業等に関する規則（平成二十年千葉県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 第九条中「のうち」を「で」に改め、「非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を削る。 附 則 この規則は、令和七年十月一日から施行する。	企業局管理規程 千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程をここに公布する。 令和七年七月一日 千葉県企業局長 野村 宗作 千葉県企業局管理規程第七号 千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程 千葉県企業局就業規則（昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。 目次中「・第十五条」を「―第十五条の四」に改める。 第十三条第一項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを局長に申し出るものとする。 一 一日につき二時間（職員の生後満三年に達しない子の育児に係る特別休暇又は第一号子育て部分休暇を与えられている職員にあつては、当該二時間から当該特別休暇又は当該第一号子育て部分休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内 二 一年につき七十七時間三十分（第二号子育て部分休暇を与えられている職員にあつては、一年につき七十七時間三十分から当該第二号子育て部分休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内 第十三条第四項中「と認める」を「こと又は第七項の規定による変更をしたことを認める」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第三項を第九項とし、第二項の次に次の六項を加える。 3 局長は、前項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認をするときは、三十分を単位として行うものとする。 4 局長は、第一号子育て部分休暇を与えられている職員に対する部分休業の承認をするときは、当該部分休業が第一号部分休業である場合に限り行うものとする。

5	局長は、第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認をするときは、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。	なければならない。
1	一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数	一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして局長が別に定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の局長が別に定める事項を知らせるための措置
2	第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数	二 育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の局長が別に定める措置
3	局長は、第二号子育て部分休暇を与えられている職員に対する部分休業の承認をするときは、当該部分休業が第二号部分休業である場合に限り行うものとする。	三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資するものとして局長が別に定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
4	第二項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容の変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると局長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。	たつては、当該意向に配慮しなければならない。
5	第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。	附 則 （施行期日） この管理規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
6	第二章第三節第十五条の三を第十五条の四とし、第十五条の二を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一条を加える。	2 職員は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の千葉県企業局就業規則（以下「新就業規則」という。）第十三条第一項から第八項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第七項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第七項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。
7	（妊娠、出産等についての申出があつた場合等における措置等）	3 新就業規則第十三条第二項第二号に掲げる範囲内において、施行日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」とする。
8	第十五条の二 局長は、職員が局長に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして局長が別に定める事実を申し出たときは、申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	4 局長は、施行日前においても、新就業規則第十五条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
9	一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして局長が別に定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の局長が別に定める事項を知らせるための措置	
10	二 出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の局長が別に定める措置	
11	三 この項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして局長が別に定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置	
12	局長は、別に定めるところにより、三歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、局長が別に定める期間内に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	
13	一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして局長が別に定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の局長が別に定める事項を知らせるための措置	
14	二 育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の局長が別に定める措置	
15	三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資するものとして局長が別に定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置	
16	たつては、当該意向に配慮しなければならない。	
17	附 則 （施行期日） この管理規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。	
18	2 職員は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の千葉県企業局就業規則（以下「新就業規則」という。）第十三条第一項から第八項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第七項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第七項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。	
19	3 新就業規則第十三条第二項第二号に掲げる範囲内において、施行日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」とする。	
20	4 局長は、施行日前においても、新就業規則第十五条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。	
21	千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。	
22	令和七年七月一日	
23	千葉県病院局長 山崎 晋一朗	

千葉県病院局管理規程第八号 千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程 千葉県病院局職員服務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。 第七条第一項中「次の各号に掲げる職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同項各号を削る。 第七条第二項を次のように改める。 2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを局長に申し出るものとする。 一 一日につき二時間（職員の生後満三年に達しない子の育児に係る特別休暇又は第一号子育て部分休暇を与えられている職員にあっては、当該二時間から当該特別休暇又は当該第一号子育て部分休業の時間を減じた時間）を超えない範囲内 二 一年につき七十七時間三十分（第二号子育て部分休業を与えられている職員にあっては、一年につき七十七時間三十分から当該第二号子育て部分休業の時間を減じた時間）を超えない範囲内 第七条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「と認める」を「こと又は職員が第七項の規定による変更をしたことを認める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。 3 局長は、前項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認をするときは、三十分を単位として行うものとする。 4 局長は、第一号子育て部分休業を与えられている職員に対する部分休業の承認をするときは、当該部分休業が第一号部分休業である場合に限り行うものとする。 5 局長は、第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認をするときは、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数 6 局長は、第二号子育て部分休業を与えられている職員に対する部分休業の承認をするときは、当該部分休業が第二号部分休業である場合に限り行うものとする。 7 第二項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容の変更をしなければ当該職員の小学校就学の始		期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると局長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 8 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。 第十条の四を第十条の五とし、第十条の三を第十条の四とし、第十条の二の次に次の一条を加える。 （妊娠、出産等についての申出があつた場合等における措置等） 第十条の三 局長は、職員が局長に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして局長が別に定める事実を申し出たときは、申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして局長が別に定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の局長が別に定める事項を知らせるための措置 二 出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の局長が別に定める措置 三 この項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして局長が別に定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 局長は、別に定めるところにより、三歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、局長が別に定める期間内に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして局長が別に定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の局長が別に定める事項を知らせるための措置 二 育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の局長が別に定める措置 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして局長が別に定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 局長は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 別記第四号様式中「第十二条三項三」を「第十二条三項三」に改める。	
---	--	--	--

附則	（施行期日）
	1 この管理規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
	（経過措置）
	2 職員は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の千葉県病院局職員服務規程（以下「新管理規程」という。）第七条第一項から第八項まで及び第十一項の規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第七項の規定の例により当該申出の内容を変更した場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第七項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。
	3 新管理規程第七条第二項第二号に掲げる範囲内において、施行日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」とする。
4 局長は、施行日前においても、新管理規程第十条の三第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。	

購読料

本号

一部

一八円

発行者

千葉県中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八